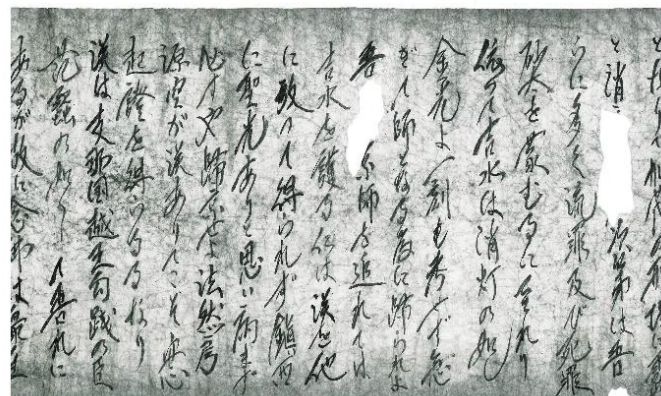
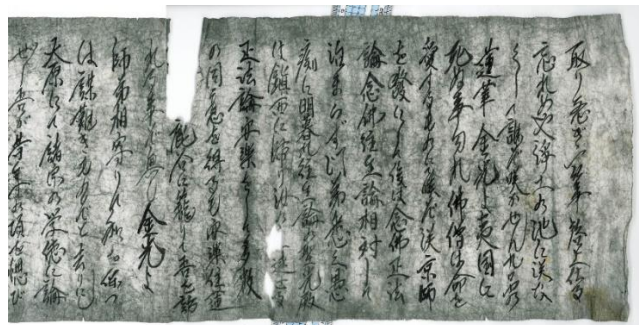
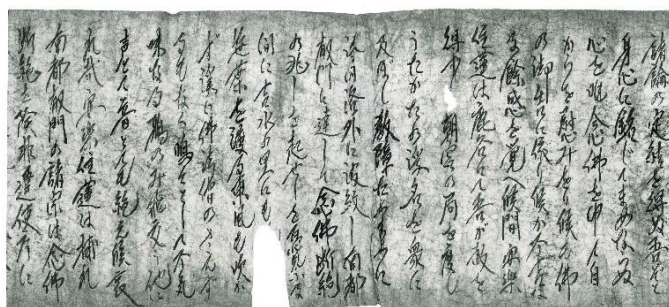




(5 最後)

今日**南海道**に流刑なり。捕籠の中にて此の状を走筆し、名残る想を汝に遺して筆を留むなり。

後は唯弥陀の本願に念ずるのみなり。

承元戊辰二年(1208)弥生二十九日

法然房源空 花押

金光房圓證殿



(1) 取り急ぎ一筆啓上仕る。

忘れめや、浄土の池に咲なくて、誰ぞ咲かせん。**九品の蓮華** 金光よ、夷国に死ぬ事勿れ。佛僧は命を愛するものにて候ぞ。

「九品の蓮華」

浄土宗・浄土教の根幹概念で、阿弥陀仏の極楽浄土に往生する際、人々がそれぞれの「功德の深淺」に応じて乗るとされる 九つの蓮華（蓮台）の階位。

法京師を發にして後(1200)は、**念佛正法論・念佛往生論**、相對して治まらず。門弟悉く愚痴に明暮れ、往生論の**聖光殿**は鎮西に歸り、汝の(金光殿)記述せる正法論、安樂をして多数の同意を得るも、安樂・住蓮□□□**鹿谷**に籠りて、吾を訪れる事ぞ無し。

金光；1200 東北地方に教化出発。法然 68 歳

聖光；良忠（三祖・然阿良忠）。『疑問抄』に見える法然の答えは、

「上人在世之時…御往生之後は浄土法門の不審をば誰人にか問うべきや、と。上人答えて曰く、聖光房と金光房とは委く所存を知れり。彼等は遠国の能化たれば…」
鹿ヶ谷＝現在の法然院。法然・住蓮・安楽と共に念仏三昧・六時礼讃の修行した。のち、法然は吉水（草庵・東山一爾円山安養寺）に居を変える→知恩院の前身。知恩院は法然没後に大規模化した。

念佛往生論とは＝念仏は阿弥陀の本願によって極楽へ往生させる「正因」である（聖光の体系）。

念佛正法論とは＝念仏は仏教の真実そのものであり、成仏へ至る「大行」である（金光の体系）。

→両論対立＝内部対立

宗内の二つの派閥間の有り様、命を賭しても戦う状況。法然は金光房に「相対して治まらず。門弟悉く愚痴に明暮れ」と嘆く。

金光よ 師弟相寄りて和を保つは謀難きものぞと、去りにし大原にて、諸宗の学徳に論ぜし吾が昔年の頃を偲び、

● 仏教界・朝廷からの弾圧と内部抗争

弾圧第1弾

大原問答；諸宗の学徳＝1189 文治5年（一梶村昇説） 法然57歳（通説：1186年（文治2）

勝林院（竜禅院（竜禅寺）説あり・有力）で法然が諸宗学僧と論談。

興福寺（南都）・園城寺（寺門）・比叡山（山門・北嶺）の論者が法然に論争を挑む。

戒律・教相・因果論の観点から専修念仏を「破仏法」とし、難問を投げ論理で追い詰める作戦。

比叡山延暦寺（北嶺）側；念仏「だけ」に専念するのは、他の諸行（持戒・読経・観想など）を捨てる。危険だ。←法然は怒らず、終始穏やかに、論理的に回答。

南都側の評判：法然の「徳」に圧倒された。→ 論理だけでなく、人間としての圧倒的な徳の前に、南都の僧に法然に心服する者が出る始末。法然の返答：一貫して穏やか、原理一切まげず、譲らず。

結果；教義は急速に庶民・知識層に受容され、念仏門徒が増加。

▼（北鑑 第39巻 十一）「建久二年(1191)藤原兼實に戒を受け、また白河法皇に授戒し、九年(1198)正月より吉水の草庵に入りて遂に念佛三昧を感得せしも」

一変；念仏門弟の“行き過ぎ”が社会的問題になる。（1200年前後～）

藤原兼實；関白・藤原忠通の三男。官位は従一位・摂政・関白・太政大臣。同母弟に、太政大臣となった兼房・天台座主となった慈円などがいる。

● 内部抗争 念佛正法講

浄土宗血命連判誓書 ▼（天真名井家文書『金光月影抄』）

「一、吾等は師の本願に身心を捧げ萬難に越へて浄土門を護持する事を誓ふもの也

一、禁令相済迄は念佛正法講と稱名し念佛衆生の ために殉ずるもの也

右二條の誓を認め茲に連判す

誓

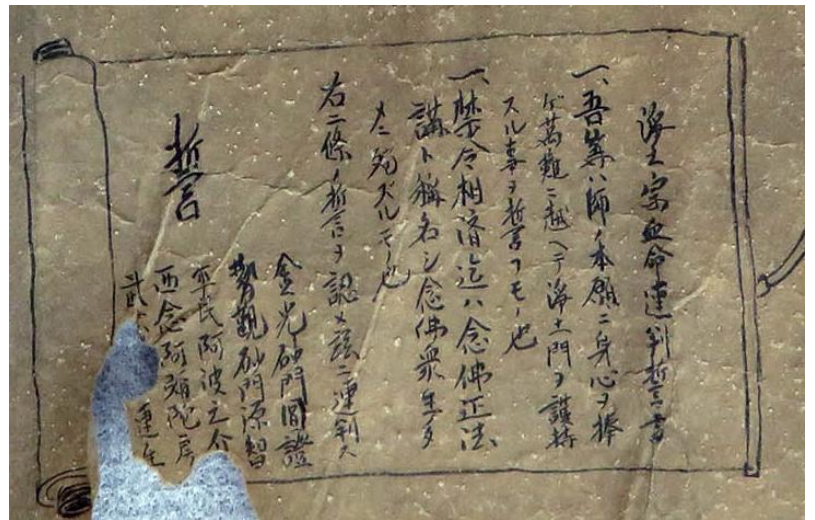
金光砂門圓證 勢觀砂門源智 平民阿波之介

西念阿彌陀房 武□□□連生(武蔵□□蓮)」

「平氏（民か）阿波之介」；開米智鎧著『金光上人』にも数カ所出現。する。平氏とある→運送業を営み放逸邪険な生活をしていた。法然上人に帰依し、上人入滅を行丘の金光房に伝え、帰路平泉にて客死。金色堂境内に墓。

「西念（さいねん）阿彌陀房」『四八巻傳』に出現。浄土宗では、阿弥陀仏への帰依を重要視した。例・「空阿弥陀房」。

「武□□□連生」＝「武蔵□□蓮生」＝熊谷次郎直実。□；「熊谷」・「直実」か。



安樂、住蓮；「正法論」に賛意を示していたが名前がない。

●条文 タイトル；「血命連判誓書」理論闘争だけではなく、力による闘争を表現。

第一条

我々は、正統なる法然上人が説く阿弥陀仏の本願に、身も心も捧げ、あらゆる困難を乗り越えてでも浄土門（念仏の教え）を守り抜くことを誓う。

他宗派はもとより宗派内の理論闘争において戦闘的。「吾が派こそ正統派である」の宣言。

第二条

阿弥陀念仏の禁令（天皇・寺社からの禁止・弾圧）が解かれるまで、我々は「念仏正法講」と名乗り、念仏の教えに生きる人々のために命を捧げる覚悟で行動する。

念仏停止（ちょうじ）を発した天皇、それを促した南都北嶺からなる旧来の仏教集団による弾圧には挫けない、との宣言。「殉ずるもの也」は殉教・犠牲を前提とした思想。信仰表明を超えた決意。

弾圧第2弾

●延暦寺奏状で「専修念仏停止」を。元久元年（1204年）10月 72歳

延暦寺の大衆が天台座主・真性に圧力、奏状を提出した。発出。法然危機感。

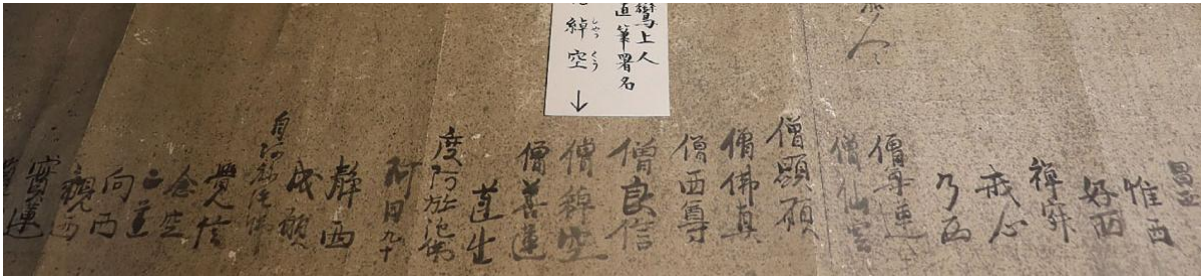
内容；他宗への誹謗（天台・真言・禅などへの批判）。「念仏さえ称えれば良い」極端な教義解釈。強引な勧誘や論争行為。

→世間・他宗の反発を呼び、社会問題化。 念 →専修念仏の是非が“公的争点”となる。

●法然、門弟統制を迫られる

法然＝寛容的・非対立的立場。「行状が教義批判につながる」統制に苦心。

「七箇条制誡」＝**怠状**＝罪人に提出させた謝罪状）を11月7日提示。



代表的な条項；他宗誹謗の禁止／無用の宗論回避／**放縱**・破戒(戒律を破る)の否定／僧俗の分別なき勝手な説教の禁止／師説の曲解横流しの禁止など。

*放縱（ほしいままにすること）→ 男女関係の乱れ。飲酒・宴楽に耽る。社会規範の軽視。公共の迷惑となる行為。異端的・破壊的な振る舞い。念仏者の倫理と対外マナー厳守せよ。

自浄能力のアピール：**連署**。(法然一人の声明ではなく、門弟多数の“責任と遵守を可視化。)

●弾圧第3弾

興福寺奏状 九箇条 元久2年(1205)10月 73歳

興福寺の僧侶(衆徒)が、専修念仏の停止と門弟処罰を朝廷に求めた上奏文。全1巻。

起草者：解脱坊貞慶(法相宗)。九箇条で法然の教義批判を列举して糾弾。

奏状には「八宗同心」の語＝**既成諸宗と国家秩序の共存の根拠**を示す。

八宗体制論* 1. 三論宗 2. 成実宗 3. 法相宗 4. 俱舍宗 5. 華嚴宗 6. 俱舍宗
7. 律宗 8. 天台宗

●法然擁護の宣旨 1205年 12月29日 法然を咎とせず。

後鳥羽院宣旨で、興福寺奏状への回答。法然擁護的な調子。直罰を抑制する内容。

南都はさらに激高。

●弾圧第4弾 1206年 建永元年2月14日 74歳

興福寺；摂政・九条良経(兼実の次男)に**強訴**。興福寺の不満は明確。

強訴；武装した僧兵(僧徒)棍棒・弓矢で武力化。寺社の私兵集団としての僧兵が行動の核。

興福寺は擁護の宣旨に手をかした三条長兼を“通さず”に上位の権力者＝摂政・九条良経に直接訴える“**強訴**”戦術。

名指しで糾弾していた**法本房行空・安楽房遵西**を朝廷は「召し出せ」の教書を長兼へ送る。

→法然は法本房行空を**破門**。

衆徒は**五師三綱**(興福寺の上位僧団の代表者)が、摂政・九条良経の邸宅に直接押しかけ、**強訴**。

①法然および門弟の処罰を強く要求。 ②「寛宥的対応」(宣旨)を覆させる。 ③長兼を排除し、処分を有利に運ぼうとする。

(2) 緒論の**定結を得ぬ**吾ぞと身心に銘じて、**まめならぬ心**を、唯念佛を申て自からを慰みをり候も、佛の御告に依り候か、

定結＝一つの議論をきちんとした結論にまとめること

→(世間がさわがしく)議論を始めても筋道立った結論を得ることができず、心がおちつかない、

いまはただ念仏して自らを慰めて居るのも仏陀のお告げだろうか。

不吉なる餘感を覚へ候間、安樂・住蓮は鹿谷にて吾が赦を得ずし□朝宮の局を度し、うたかたの浮名を衆に及ぼし、教障たちまちに洛内洛外に波紋し、南都叡門に達して念佛断絶の兆しを起せしを憂ふる間に、吉水の里にも□□□笹葉を渡る東風も吹かず、溪に佛法のさえずるもなく、鳴々として不気味なる鴉のみ飛交う他に声とて音とても絶え候。

度す＝仏が人々を迷いの世界・此岸(しがん)から悟りの世界・彼岸へと渡すこと。「済度する」

承元の法難：1207 年、

哀れ哉。安樂・住蓮は捕れ、南都叡門の諸宗は念佛断絶を檢非違使庁に（※この箇所、行欠落）

後鳥羽上皇による専修念仏の弾圧事件。法然の弟子 4 名が死罪、法然や親鸞を含む 7 名が流罪。親鸞は 84・5 歳で「教行信証」後序に書き残した。「主上臣下、法に背き義に違し、忿をなし怨みを結ぶ。これによりて、真宗興隆の大祖源空法師ならびに門徒数輩、罪科を考へず、みだりがはしく死罪に坐す。あるいは僧の儀を改め姓名を賜ひて遠流に処す。予はその一つなり。しかれば、すでに僧にあらず俗にあらず。このゆゑに禿の字をもつて姓とす。」一度到達した信念を、政治的配慮や社会的評価のために修正しなかった頑固さ・師・法然への恩義を生涯守り抜いた気骨

（※この箇所、行欠落）(3) となりて、加茂の刑場に露と消え、□□□次第は吾らに多く流罪及び死罪砂太を蒙むるに至れり。依って吉水は消灯の如し。

金光よ、一刻も考せず急ぎて、師となる為に歸られよ。

吾□□京師を追れては、吉水を護る仁は涙を他に放つて得られず。鎮西に聖光ありと思い病まず、必ずや歸京せよ。法然房源空が、涙ありてこそ安心起證を得らるるなり。涙は支那国越王勾踐の臣・范蠡の如くして吾れにあるが故に、念佛は衆生（※この箇所、行欠落）

越王勾踐；春秋時代後期の越王。范蠡の補佐を得て、当時華南で強勢を誇っていた呉を滅ぼす。范蠡（はんれい）；越国を救って覇者にし、自らは君主のもとを去って商人として成功した、政治と経済の両方に天才的才能を発揮した人物。狡兎死良狗烹、高鳥尽良弓蔵、敵国破謀臣亡。

(4) とする三世を護るなり。

金光よ、世は導暗の末法なり。嵐となり、怒涛となりて世襲するとも、今こそ涙が生涯をかけにし聖著・末法念佛獨明抄の出世する刻なり。

導暗の末法＝「導（道）暗」＝仏法が暗く、正しい道が見えなくなる時代→ 末法

末法念佛獨明抄＝課題・別稿で。

汝は末法の世に弥勒菩薩□□□迷の衆生に念佛の正法を遺せよ。みちのくの布教は涙ならずとも、勢觀房源智の如く若きに委せて、大事なく候。

勢觀房源智＝寿永二年（1183）—暦仁元年（1238）12 月。勢觀房。法然の晩年に常随した門弟。平師盛の子といわれる。源智は建久六年（一一九五）一三歳のときに法然のもとに送られるが、はじめ天台座主慈円のもとで出家。法然の室に入る。『七箇条制誠』には五番目に自署。

金光よ、源空は罪刑に依りて藤井基彦の俗名に□、□は此の世に法衣の身に(5)着くは得られずとも、汝吾が分身なれば、吾が念佛を後世に繼ぐるとぞ信じて安心なり。→冒頭に続く。